

# 第19回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第19期 (2025年4月1日～2026年3月31日)

- ① 業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況の概要
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

## 特種東海製紙株式会社

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、法令および当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項から上記事項の記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役・使用人及び当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、取締役・使用人及び当社子会社の取締役等・使用人が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
  - ② 当社及び当社子会社の取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
  - ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。さらに当社及び当社子会社の役職員からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報窓口をコンプライアンス委員会及び外部機関に設置し、相談窓口を外部弁護士事務所に設置し、グループ内部通報制度を整備する。また、内部通報制度等で通報した者が相談又は通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないよう、通報者等を保護する旨を規程等に定め、整備・運用する。
  - ④ 当社社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部統制・監査部門を設置し、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会等に報告することにより内部統制推進を図る。
  - ⑤ また、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するための体制として、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、財務報告の手続き等に係る管理規程を定め、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて評価・改善を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、決裁申請書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を保存・管理する。

- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、「特種東海製紙グループ リスク管理規程」に基づき、常勤取締役をメンバーとしたリスク管理委員会が当社及び当社子会社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するとともに、リスク毎の管理運営は、当社及び当社子会社における担当部門が行う。
  - ② 当社及び当社子会社の担当部門は、該当リスクの分析・評価・マネジメントを実施し、その評価とリスクマネジメントシステムに関する是正・改善等を行う。リスク管理委員会はそれらについてレビューを実施し、結果を取締役に報告する。
  - ③ 内部統制・監査部門は、当社及び当社子会社の事業活動上のリスク対応と管理の有効性を確保するため、リスクマネジメント体制の構築・運用状況について評価を行うこととする。
  - ④ 大地震などの突発的なリスクの発生による緊急事態において、全社的に速やかな対応が必要となる場合には、「特種東海製紙グループ リスク管理規程」に基づき当社社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、迅速に対応し損害の拡大を防止するとともに、これを最小限に止める体制を敷く。
- (4) 当社及び当社子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会設置会社としてモニタリング型の取締役会にすることで経営の監督機能強化を図り、重要な業務執行の決裁権限の一部を社長及びセンター長等に移譲するとともに、重要案件においては上席執行役員以上が出席する経営会議での協議を経ることで牽制機能を働かせ、業務執行における意思決定のスピードを速め執行の効率化を図る。
  - ② 当社は、取締役会及び業務執行における決議事項を「決裁規程」に定め、案件の重要性、金額等に応じて決裁権限と責任の所在を明確にし、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を図る。
  - ③ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - ④ 取締役会において取締役及び財務部門により経営実績及び子会社の経営状況を報告し、その他、各種会議体において重要な経営課題に関する協議、執行役員以上の情報交換や社外役員のみでの情報交換などを設定することで取締役会のさらなる効率化を図る。
  - ⑤ 当社及び当社子会社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定する。その計画達成に向け、取締役及び執行役員が年度の施策進捗状況を管理するとともに将来の事業戦略について協議する会議を開催する。また、期末には当社常務執行役員以上が出席する年間計画の結果報告と次期方針の検討会を開催する。

- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」において、定期的又は重要度に応じ、都度の承認もしくは報告を義務付けており、必要に応じて当社社長や取締役会の承認もしくは報告を規定している。
  - ② グループ会社管理規程では当社及び当社子会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について定期的又は都度報告することを定めている。
  - ③ 毎月開催している当社取締役会では当社取締役等が所管する子会社各社の経営状況について報告する。
  - ④ 子会社各社社長は期初に開催する「グループ会社方針計画報告会」で自社の経営方針等について報告する。
  - ⑤ 当社社長と子会社幹部が年1回ミーティングを行い経営計画・施策・課題、安全衛生等について報告を行う。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、内部統制・監査部門が監査等委員会の職務を補助する。
  - ② 内部統制・監査部門は、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた場合、当該監査業務については、監査等委員以外の指揮命令を受けないものとする。
  - ③ 内部統制・監査部門長の人事異動は、監査等委員会の同意を得なければならない。
- (7) 当社取締役・使用人及び当社子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制
- ① 当社及び当社子会社の役職員は、法令等の違反行為などにより当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員又は監査等委員会に報告することとする。
  - ② 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な決裁申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
  - ③ グループ内部通報制度は当社のコンプライアンス委員会を通報窓口としており、当該委員会には当社監査等委員もコンプライアンス委員として構成することから、監査等委員はタイムリーに通報状況を掌握することが可能となる。

- (8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、通報したことを理由として当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利益な取扱いも禁止し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことを定めている。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社社長と監査等委員会は定期的に会議を開催し、当社社長の経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
  - ② 監査等委員会は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
  - ② 反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務担当部門を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には総務担当部門が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①取締役の職務の執行について

当社は、取締役会規程において取締役会を毎月1回開催することを原則とし、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役及び使用人の職務執行の監督を行っている。また、独立社外取締役を5名選任し、専門的な見地からの意見を反映させるなど業務執行の監督機能を強化している。なお、当社は当事業年度において取締役会を12回開催している。取締役会議事録その他取締役の職務の執行に関する重要な書類・資料については、適切に作成・保存・管理を行っている。

### ②リスクマネジメント体制に関する取り組み状況

当社は、当社及び当社子会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、リスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っている。その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施している。

### ③コンプライアンスに対する取り組み状況

当社は、コンプライアンスに対する意識向上を目的とした研修を適宜開催している。また、当社及び当社子会社を対象とした内部通報制度に基づき、コンプライアンス委員会及び第三者機関を通報窓口とするコンプライアンスホットラインを整備し、イントラネットや社内報を通じ従業員への周知を図っている。

### ④内部監査に関する運用状況

当社は、業務執行の適正性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査部門を設置している。内部統制・監査部門は、年間の監査計画に基づき当社及び当社子会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性について監査し、評価と提言を行っている。また、内部監査結果は、社長及び監査等委員に報告するとともに、取締役会においても報告している。

⑤監査等委員の職務の執行について

当社は、常勤の監査等委員を置いていないが、内部統制・監査部門と連携し、監査等委員をサポートするスタッフを配置することで情報収集に努め、監査計画に基づき、当社及び当社子会社の重要な会議への出席や決裁書類をはじめとした各種書類の閲覧及びヒアリングを行い効率的な監査を行っている。具体的には、取締役会に出席して必要に応じて発言するとともに、重要な決裁書類等を閲覧して取締役や使用人に説明を求め、是正が必要な場合には助言を行っている。

⑥グループ管理体制

当社は「グループ会社管理規程」を定め、当社子会社が整備すべき管理体制及び遵守すべき事項並びに当社子会社の管理に関する主要な事項について、各子会社に周知し、グループ管理体制を構築している。また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、当社子会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理している。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	11,485	4,487	64,213	△4,723	75,462
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,452		△1,452
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,368		4,368
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株 式 給 付 信 託 に 対 す る 自 己 株 式 の 処 分		109		327	436
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得				△436	△436
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△618			△618
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	△509	2,916	△110	2,296
当 期 末 残 高	11,485	3,977	67,129	△4,834	77,758

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	2,343	0	739	3,082	138	7,150	85,834
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,452
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							4,368
自 己 株 式 の 取 得							△1
株 式 給 付 信 託 に 対 す る 自 己 株 式 の 処 分							436
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得							△436
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動							△618
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	2,222	△0	233	2,456	24	△509	1,971
当 期 変 動 額 合 計	2,222	△0	233	2,456	24	△509	4,267
当 期 末 残 高	4,566	△0	973	5,539	162	6,641	90,102

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………13社

会社の名称……………(株)特種東海フォレスト、新東海ロジスティクス(株)、(株)レックス、(株)ライフ、特種東海エコロジー(株)、特種東海マテリアルズ(株)、静岡ロジスティクス(株)、(株)TTトレーディング、新東海製紙(株)、(株)駿河サービス工業、十山(株)、トーエイ(株)、(株)貴藤

##### (2) 非連結子会社の数……………3社

会社の名称……………(株)モルディア、(有)ハヤト、(株)フジエダロード

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用関連会社の数…2社

会社の名称……………大一コンテナ(株)、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社3社（(株)モルディア、(有)ハヤト、(株)フジエダロード）及び関連会社3社（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(有)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、(株)駿河サービス工業、トーエイ(株)、(株)貴藤の決算日は2月末であります。連結計算書類の作成にあたり、(株)駿河サービス工業、トーエイ(株)、(株)貴藤については同社の決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に発生した連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

なお、(株)貴藤は、当連結会計年度より決算日を従来の9月30日から2月末日に変更しております。前連結会計年度の連結計算書類の作成にあたっては、同社について12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しておりました。このため、当連結会計年度においては、2025年1月1日から2026年2月28日までの14か月間を連結しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に式等以外のもの                   より処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法による原価法

式等

###### ② デリバティブ……………時価法

###### ③ 棚卸資産……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物                   6～50年

機械装置及び運搬具           3～22年

無形固定資産(リース資産を除く) ……定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

- 環境対策引当金……………当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。
- 事業構造改善引当金……………当社は特殊紙事業の生産体制集約に伴う岐阜工場の閉鎖に係る撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。
- 関係会社事業損失引当金……………関係会社（非連結子会社）の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

#### （４）退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### （５）重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

###### a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務

###### b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

##### ③ ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

産業素材事業、特殊素材事業、生活商品事業において、紙類の製造・加工・販売等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務とし、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

産業素材事業で紙類の製造に使用していた発電設備の一部を転用して事業を行っている売電契約につきましては電力受給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

環境関連事業においては、サーマルリサイクル燃料の製造・販売および廃棄物の収集、運搬、処理等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給すること、廃棄物の収集等の役務を顧客に提供することを履行義務としており、原則として製品の納入時点、役務の提供時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

また株式会社特種東海フォレストが事業を行っている建築土木工事契約につきましては、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。上記にかかわらず、契約における取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

以上に関して、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

#### (7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却を行っております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	768百万円
繰延税金負債	1,716百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損損失の認識の要否

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	66,327百万円
減損損失	65百万円

(注) 減損損失は、三島工場第二製造部加工に係る金額を上表に記載しております。

#### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の金額を測定するうえでの使用価値による回収可能価額の算定に利用される将来キャッシュ・フローは、関連する事業の事業計画を基礎として見積もっております。

減損の兆候があると認められた三島工場第二製造部加工は、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価額の全額を減損損失として計上いたしました。将来の環境の変化などにより、その他の資産グループに減損の兆候があると認められた場合、当該環境の変化などが関連する事業の事業計画に及ぼす影響によっては、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

### 3. のれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	2,923百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、環境関連事業を新たなコア事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入して事業拡大を図っております。上記ののれんは、当該事業拡大の一環として行った、株式会社駿河サービス工業、トーエイ株式会社及び株式会社貴藤の取得により生じたものであり、その帳簿価額には買収時点において期待された各社の将来の事業展開による超過収益力が反映されております。

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合、減損損失の認識の可否を判定し、認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を認識します。減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

当連結会計年度末において、上記3社の取得により生じたのれんに減損の兆候はないと判断しておりますが、買収時点で見込んでいた事業計画が大きく未達となる等、当該事業計画の前提となった経営環境が著しく悪化した場合、または著しい悪化が見込まれる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

建物及び構築物	4,294	(4,293) 百万円
機械装置及び運搬具	15,949	(15,949)
土地	2,632	(1,678)
計	22,875	(21,921)

( ) の金額 (内数) は工場財団抵当資産を示しております。

#### 担保されている債務

短期借入金	600	(-) 百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,015	(821)
長期借入金	1,044	(451)
計	2,659	(1,272)

( ) の金額 (内数) は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 192,736百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

富士製紙協同組合 249百万円

**連結損益計算書に関する注記**

1. 受取保険金

2025年1月に発生した連結子会社である(株)レックスの工場火災における保険金の受取額を特別利益に計上しております。

2. 減損損失

場所	用途	種類	減損損失額	表示科目
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 有形固定資産「その他」	65百万円	減損損失

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

特殊素材事業の三島工場第二製造部加工では、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等によって需要が大幅に減少していることに伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

減損損失の主な内訳は、機械装置及び運搬具63百万円、有形固定資産「その他」2百万円であります。

3. 貸倒引当金繰入額

当社関係会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	13,000,000	26,000,000	—	39,000,000
合計	13,000,000	26,000,000	—	39,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 2、3、4	1,383,637	3,056,232	288,000	4,151,869
合計	1,383,637	3,056,232	288,000	4,151,869

- (注) 1 普通株式の発行済株式数の増加26,000,000株は、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。
- 2 当連結会計年度末普通株式の自己株式には、株式給付信託 (ESOP) の信託財産として日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口) が保有する当社株式288,000株を含めております。
- 3 普通株式の自己株式の増加3,056,232株は、株式給付信託 (ESOP) の当社株式取得による増加288,000株、株式分割による増加2,767,590株、単元未満株式の買取りによる増加642株によるものであります。
- 4 普通株式の自己株式の減少288,000株は、株式給付信託 (ESOP) に対する処分による減少288,000株によるものであります。

### 2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 50,800株 (合計)

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発 生 日
2025年 6月26日 定時株主総会	普通株式	696	60.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年 11月13日 取締役会	普通株式	755	65.0	2025年 9月30日	2025年 12月5日

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発 生 日
2026年 6月26日 定時株主総会 (予定)	普通株式	1,124	利益剰余金	32.0	2026年 3月31日	2026年 6月29日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び銀行等金融機関を引受先とする社債（私募債）発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の短期及び長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクに対しては、為替予約取引を実施してヘッジしております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額8,505百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (※1) (※2)	時価 (百万円) (※1)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	8,963	8,963	—
(2) 社債	(190)	(184)	△5
(3) 長期借入金	(17,848)	(17,069)	△779
(4) デリバティブ取引	(0)	(0)	—

(※1) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額5百万円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,963	—	—	8,963
債券	—	19	—	19
その他	—	31	—	31
資産計	8,963	51	—	9,014
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	184	—	184
長期借入金	—	17,069	—	17,069
負債計	—	17,253	—	17,253

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している上場債券及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しており、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

## デリバティブ取引

取引先から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	合計
一時点で移転される 財又はサービス	40,729	19,640	18,781	11,887	91,039
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	1,137	121	—	3,047	4,306
顧客との契約から生 じる収益	41,867	19,762	18,781	14,935	95,346
その他の収益	—	—	—	66	66
外部顧客への売上高	41,867	19,762	18,781	15,002	95,413

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	26,678百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	25,165
契約資産（期首残高）	35
契約資産（期末残高）	60
契約負債（期首残高）	280
契約負債（期末残高）	256

(注) 1. 当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、280百万円であります。

2. 過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2026年3月31日時点で1,195百万円であります。当該履行義務は、環境関連事業に含まれる建築土木工事契約に関するものであり、期末日後1年以内に約47%、残り約53%はその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,390円32銭
2. 1株当たり当期純利益	125円01銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	124円49銭

- (注) 1. 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。
2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分を控除する他、株式給付型E S O Pの信託口が保有する当社株式（当連結会計年度末288千株、期中平均株式数288千株）を控除して算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2026年4月1日を効力発生日とし、当社の完全子会社である株式会社TTトレーディングを吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

企業の名称 特種東海製紙株式会社

事業の内容 紙パルプ製造販売

(吸収合併消滅会社)

企業の名称 株式会社TTトレーディング

事業の内容 紙、紙加工品販売

#### (2) 企業結合日

2026年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

特種東海製紙株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社TTトレーディングを吸収合併消滅会社とする吸収合併

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併、消滅会社においては同法第784条第1項に基づく略式合併に該当するため、いずれも株主総会の決議による承認を受けることなく行いました。

#### (4) 結合後企業の名称

特種東海製紙株式会社

#### (5) 企業結合の目的

当社グループは、中長期にわたり持続可能な企業価値向上を図るため、製紙事業と環境関連事業の両輪での成長を実現するべく事業ポートフォリオの変革を進めております。

その取り組みの一つとして、経営資源の集約・効率的な組織運営を図ると共に、特殊機能紙分野の更なる成長・拡大を目的として、主に特殊機能紙及び紙加工品の販売を行なっております株式会社TTトレーディングを吸収合併することといたしました。

なお、株式会社TTトレーディングの特殊機能紙専門商社としての機能は、当社特殊素材事業本部が引き継いで参ります。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

## (譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年6月26日開催予定の当社第19回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

### I. 本制度の導入目的等

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

#### 2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式に関する報酬等として、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2023年6月28日開催の当社第16回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額350百万円以内（うち社外取締役の報酬額は50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度、役位等諸般の事項を総合的に勘案し、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を年額60百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### II. 本制度の概要

#### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せず譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- (2) 対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

### ① 無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

### ② 現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数45,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間を満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式（現物出資交付）を、当社の執行役員および当社子会社の取締役に對し、割り当てる予定です。

## その他の注記

(企業結合等関係)  
共通支配下の取引等  
子会社株式の追加取得

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 トーエイ株式会社

事業の内容 プラスチック・金属・ガラス等の再資源化、家電リサイクル、  
太陽光発電事業、航空機部品加工請負、浄化槽・下水道メンテナンス

#### (2) 企業結合日

2025年5月30日(持分取得日)

2025年5月31日(みなし取得日)

#### (3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

#### (4) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (5) その他取引の概要に関する事項

非支配株主が保有する株式を全て取得し、同社を当社の完全子会社とするものであります。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

### 3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金

取得原価 1,211百万円

### 4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

#### (1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

#### (2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

618百万円

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	11,485	3,985	27,613	31,599	82	25	20,404	20,512	△4,723	58,873
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△1,452	△1,452		△1,452
当 期 純 利 益							3,121	3,121		3,121
自 己 株 式 の 取 得									△1	△1
株式給付信託に対する自己株式の処分			109	109					327	436
株式給付信託による自己株式の取得									△436	△436
固定資産圧縮積立金の取崩					△16		16	-		-
特定災害防止準備金の積立						0	△0	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	109	109	△16	0	1,685	1,669	△110	1,668
当 期 末 残 高	11,485	3,985	27,723	31,708	66	26	22,089	22,182	△4,834	60,541

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	2,311	0	2,311	138	61,322
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,452
当 期 純 利 益					3,121
自 己 株 式 の 取 得					△1
株式給付信託に対する自己株式の処分					436
株式給付信託による自己株式の取得					△436
固定資産圧縮積立金の取崩					-
特定災害防止準備金の積立					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,200	△0	2,199	24	2,224
当 期 変 動 額 合 計	2,200	△0	2,199	24	3,893
当 期 末 残 高	4,511	△0	4,511	162	65,215

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に関する事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) …定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	3～12年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	4～8年

無形固定資産(リース資産を除く) …定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

定額法

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

#### 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

#### 事業構造改善引当金

特殊紙事業の生産体制集約に伴う岐阜工場の閉鎖に係る撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。

#### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は産業素材事業、特殊素材事業において、紙類の製造・加工・販売等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務とし、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また産業素材事業で紙類の製造に使用していた発電設備の一部を転用して事業を行っている売電契約につきまちは電力供給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

以上に関して、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### 5. ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- a ヘッジ手段  
為替予約取引  
ヘッジ対象  
1年以内に購入が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務
- b ヘッジ手段  
金利スワップ  
ヘッジ対象  
借入金の利息
- ③ ヘッジ方針  
当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金負債	1,336百万円

(注) 繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は717百万円であります。

#### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損損失の認識の要否

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	15,910百万円
減損損失	65百万円

(注) 減損損失は、三島工場第二製造部加工に係る金額を上表に記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の金額を測定するうえでの使用価値による回収可能価額の算定に利用される将来キャッシュ・フローは、関連する事業の事業計画を基礎として見積もっております。

減損の兆候があると認められた三島工場第二製造部加工は、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価額の全額を減損損失として計上いたしました。将来の環境の変化などにより、その他の資産グループに減損の兆候があると認められた場合、当該環境の変化などが関連する事業の事業計画に及ぼす影響によっては、翌事業年度の計算書類において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	21,836百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、環境関連事業を新たなコア事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入して事業拡大を図っております。上記の関係会社株式には、当該事業拡大の一環として行った、株式会社駿河サービス工業、トーエイ株式会社及び株式会社貴藤に対する投資に係る分が含まれており、これらの帳簿価額は9,225百万円であります。

市場価格のない株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、投資先の会社の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たりの純資産額に比べて相当高い価額で当該投資先の会社の株式を取得した場合において、その後超過収益力等が減少したために実質価額が著しく低下したときには、当該投資先の会社に対する投資について評価損の認識が必要となります。

当事業年度末において、上記3社に対する投資の実質価額は著しく低下しておらず、評価損の認識は不要と判断しておりますが、買収時点で見込んでいた事業計画が大きく未達となる等、当該事業計画の前提となった経営環境等に伴って超過収益力が毀損した場合には、翌事業年度において投資の評価損の認識が必要となる可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 51,372百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示されたものを除く）
  - 短期金銭債権 499百万円
  - 短期金銭債務 2,385

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
  - 営業取引による取引高
  - 売上高 2,987百万円
  - 仕入高 1,556
  - 営業取引以外の取引による取引高 2,450
2. 減損損失

場所	用途	種類	減損損失額	表示科目
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物、機械及び装置 工具、器具及び備品	65百万円	減損損失

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

特殊素材事業の三島工場第二製造部加工では、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等によって需要が大幅に減少していることに伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

減損損失の主な内訳は、機械及び装置63百万円、工具、器具及び備品2百万円であります。

## 3. 貸倒引当金繰入額

当社関係会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,151,869株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	138
減損損失	688
退職給付引当金	147
投資有価証券評価損	76
関係会社株式評価損	793
減価償却超過	272
株式報酬費用	50
資産除去債務	37
その他	2,676
繰延税金資産小計	4,881
評価性引当額	△4,163
繰延税金資産合計	717
繰延税金負債との相殺	△717
繰延税金資産純額	—

繰延税金負債	百万円
固定資産圧縮積立金	144
その他有価証券評価差額金	1,880
その他	28
繰延税金負債合計	2,054
繰延税金資産との相殺	△717
繰延税金負債純額	1,336

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	新東海製紙株式会社	静岡県 島田市	3,135	紙製品等の製造販売	所有 直接 65.0%	紙製品等の仕入・ 資金の貸付	紙製品等の仕入 (注) 1	1,506	買掛金	618	
							資金の貸付	17,920		関係会社 短期貸付金	13,500
							資金の貸付	4,980		関係会社 長期貸付金	4,980
							利息の受取 (注) 2	225		未収入金	21
							業務の受託	368		未収入金	33
子会社	株式会社 TTトレーディング	東京都 千代田区	50	紙製品等の販売	所有 直接 100.0%	紙製品等の販売	紙製品等の販売 (注) 1	2,530	売掛金	64	
子会社	十山株式会社	静岡県 静岡市	90	社有林の経営、 ウイスキーの製造	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	180	関係会社 長期貸付金	3,300	
							利息の受取 (注) 2	38	未収入金	3	

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 貸付金利は、市場金利を勘案して決定しております。

3 十山株式会社への貸付金につき、当事業年度において20百万円の貸倒引当金繰入額を計上しており、合計462百万円の貸倒引当金を計上しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、「重要な会計方針に関する事項」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,866円76銭
2. 1株当たり当期純利益	89円35銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	88円98銭

(注) 1. 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分を控除する他、株式給付型E S O Pの信託口が保有する当社株式（当事業年度末288千株、期中平均株式数288千株）を控除して算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。